

報告第4号

専決処分の報告（運動広場倉庫金網フェンスによる受傷事故の和解及び損害賠償）について

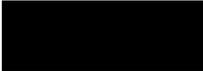
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和7年4月24日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり運動広場倉庫金網フェンスによる受傷事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

- 1 相手方 
- 2 損害賠償額 6,520円
- 3 概要 別紙事故報告書のとおり

令和7年2月28日

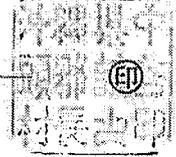
読谷村長 石嶺 傳實

事故報告書

発 生 日 時	令和6年12月8日（日） 午前9時頃
発 生 場 所	読谷村字座喜味2976番地 読谷村運動広場
状 況	<p>令和6年12月8日午前9時頃、読谷村運動広場において少年野球大会が開催される中、試合を待っていた被害者が、運動広場の倉庫の周辺で待機していたところ、外側に反っていた防球フェンス（金属素材）に耳をひっかける怪我をした。</p> <p>保護者が止血を行いながら病院を受診し、5針縫合した。その後、経過観察と抜糸のため、2回通院した。</p> <p>事故があった場所の状況としては、事故後に修繕を行うことにより改善されている。</p> <p>被害者とは調整の結果、令和7年2月28日賠償金支払いで示談。</p>

示談書

2025年2月28日

第一当事者 (甲)	氏名 読谷村長 石嶺傳實	
	住所 読谷村字座喜味2901番地	

第二当事者 (乙)	氏名 	
	住所 沖縄県沖縄市 	

事故発生日時	令和6年12月8日 午前9時
事故発生場所	読谷村字座喜味2976番地 (読谷村運動広場)
事故状況	少年野球大会が開催される中  試合を待っている被害者が、運動広場の倉庫の周辺で待機していたところ、外側に反っていた防球フェンス(金属素材)に耳をひっかけました。保護者が止血を行いながら病院を受診した。 (5針縫合) 以下余白。
示談内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金6,520円を乙の指定する口座に支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。